

被告人ヤノス・ジェイデン・エドウィン
過失運転致死被告事件

意見書

令和7（2025）年5月27日

横浜地方検察庁横須賀支部 御中

被害者参加弁護士 呉 東 正 彦
同 中 村 晋 輔

第1 意見の趣旨

検察官におかれては、第一審判決の量刑不当により、控訴を申し立てるよう求める。

第2 意見の理由

- 1 被害者の父は、令和7年5月7日の第1回公判期日の意見陳述において「裁判官 私たちはヤノス被告に執行猶予付けない重い実刑罰を望みます。」と意見を述べていた。

被害者参加弁護士も、「被告人に対して、有罪の、厳しい、実刑判決を下されたい。」と意見陳述をしていた。

- 2 にもかかわらず、第一審の横浜地方裁判所横須賀支部（片多康裁判官）は、令和7年5月27日、被告人ヤノス・ジェイデン・エドウィンに対し、執行猶予付きの有罪判決を宣告した。

右折禁止の規制がされている本件交差点において、自動車の右折時に対向車に対する安全確認を怠ったという被告人の過失が重大であること、22歳の若者の命が失われるという取返しのつかない重大な結果が発生していること、本件事故後、被告人は交際相手の自動車を週4回も運転をして本件事故を反省していないことについて、第一審は十分に考慮しなかったということである。

- 3（1）被告人について、執行猶予付きの有罪判決が確定すると、米兵である被告人は、米軍のルールにより30日以内に日本国からアメリカ合衆国本土に移送されることになる（弁3号証、被告人質問）。
- （2）これに対し、被害者の母は、「このような米軍関係者による事故は逮捕拘留（勾留）されることも無く免許証もそのままで何事もなかったように帰国させて済んでしまうと思われぬようにお願いします。その後も事故は増え、悲しい事故もまた起きています。息子の死を無駄にしないで下さい。厳罰をお願いします。」との意見を述べている。

被害者参加弁護士も、「もし執行猶予判決が出され、その直後に被告人が米本国に帰国してしまうならば、被告人は本件死亡事故につき反省と償いの場がないまま、自由と忘却の生活を送ることとなり、そのことは被害者にとっても、遺族にとっても、さらに精神的苦痛を倍加させることとなるだろう。」との意見を述べている。

- (3) 被告人は、3000万円を限度とする保険しか契約しておらず（弁2）、被害者が若年であるため、保険金のみでは被害弁償にならない。

現時点において、被害者遺族に対し保険金すら支払われていない。

被害弁償を完了していない被告人を日本国から米国に帰国させることは許されない。

- (4) 執行猶予付き有罪判決が確定した後、被告人が速やかに米国に帰国してしまうのであれば、被告人は、執行猶予期間中に、日本国の裁判所が宣告した有罪判決と向き合うことができなくなる。

これは、公務外の米兵による事件について、日米地位協定17条3項(b)により日本国に第一次裁判権があるにもかかわらず、日本国の裁判所による米兵に対する刑罰に実効性がないということを意味する。そして、沖縄県や神奈川県をはじめとする米軍基地をかかえる地域において、米兵による事件が今後も発生し続けるということも意味する。

このような事態は、日本国が米軍に占領され続けていることに等しく、主権国家である日本国としては、絶対に避けなければならない。

以 上